

【指定道路調書ご利用上の注意】

1. 指定道路調書（以下「本調書」という）は、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号および第 2 項に規定される指定道路の位置、種別、指定（判定）年月日等を記載したものであり、敷地と道路の接道距離および土地の境界を示すものではないため、以下の点にご注意ください。

①位置図に記載された指定道路(2 項道路)のみなし道路境界線は、土地の所有関係を示すものではありません。

②延長は、航空測量による基図上での測量に基づき算定しており、測定誤差を含みます。

③道路幅員は、あくまで目安の数値です。必ず現地で計測して下さい。

2. 指定道路の位置及び種別は、適宜、変更する場合があります。

建築確認等の際は、必ず最新の情報を本市開発建築指導課でご確認ください。また、表示内容に質疑がある場合についてもご相談ください。

3. 第 1 項の趣旨に反した本調書の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害等について、大分市は一切の責任を負いません。

4. 本調書の利用は自己の責任において行ってください。

著作権法上認められた行為（私的使用等）を除き、掲載されている内容を無断で複製転用することを禁じます。

5. 本調書は、内容を証明するものや申請その他の資料に用いることはできません。参考図としてご利用ください。

6. 本調書の内容に関するお問合せは、本市開発建築指導課にご来庁の上お願いいたします。（電話でのお問合せは受け付けておりません。）

【お問い合わせ】 大分市都市計画部開発建築指導課

電話番号:(097)537-5635(直通)

ファックス:(097)534-6201